

学校法人 阪神専修学園

尼崎理容美容専門学校

概要

教育理念、教育目標 本校は、建学の精神「克己」「努力」「奉仕」を教育理念とし、教育基本法、学校教育法ならびに理容師法および美容師法にもとづき、理容・美容等に関する知識と技能を習得せしめ併せて人格の徳性を育て、もって優秀なる理容師・美容師を養成することを目的とする。建学の精神を基に、自ら考えて行動することのできる、社会に貢献できるような「人財」の育成に取り組んでいる。

学校創立	1953年4月24日
設置者	学校法人阪神専修学園
理事長名	半田 一郎
所在地	兵庫県尼崎市御園町37
連絡先	06-6412-1651
学校名	尼崎理容美容専門学校
校長名	鈴木 良子
所在地	兵庫県尼崎市御園町37
連絡先	06-6412-1651

設置している学部等の一覧

本校の課程、学科、修業年限、および定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
衛生分野 専門課程	理容科	2年	37名	74名	1学年1クラス	昼間
	美容科	2年	115名	230名	1学年3クラス以内	昼間

なお、本学生の在学期間は、修業年限の2倍以内とする。

学校法人 阪神専修学園 尼崎理容美容専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法、学校教育法ならびに理容師法および美容師法にもとづき、理容・美容等に関する知識と技能を習得せしめ併せて人格の徳性を育て、もって優秀なる理容師・美容師を養成することを目的とする。

(名称)

第2条 本校は尼崎理容美容専門学校（以下「本校」という。）と称す。

(位置)

第3条 本校の位置は、兵庫県尼崎市御園町37番地に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員および学級数、ならびに休業日

(課程・学科・修業年限・定員および学級数)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、および定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	修業年限	入学定員	総定員	学級数	備考
衛生分野 専門課程	理容科	2年	37名	74名	1学年1クラス	昼間
	美容科	2年	115名	230名	1学年3クラス以内	昼間

なお、本学生の在学期間は、修業年限の2倍以内とする。

2 本校の別科は次のとおりとする。

学科名	修業年限	入学定員	総定員
通信理容科（通常）	3年	17名	51名
通信理容科（修得者）	1年6月	20名	60名
通信美容科（通常）	3年	90名	270名
通信美容科（修得者）	1年6月	20名	60名

なお、別科の運用については第9章による。

(学年、学期の終始期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6条 学期は次のとおりとする。

第1学期 4月1日から7月31日

第2学期 8月1日から12月31日

第3学期 1月1日から3月31日

(休業日)

第7条 本校の休日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 夏期休暇 8月1日から8月31日まで
- (4) 冬期休暇 12月23日から1月8日まで
- (5) 春期休暇 3月21日から4月7日まで
- (6) 創立記念日 4月24日
- (7) 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず、校長の判断により休日を変更し、あるいは休日に授業を行なうことがある。
- (8) 非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行なわないことがある。

第3章 教科課程及び教科科目ごとの単位数

(教科課程、教科科目、単位数)

第8条 本校の教科課程の編成は次のとおりとする。

理容科

	科目名		単位数
	必修 科目	関係法規・制度	
衛生管理		3 単位	
保健		3 単位	
化粧品化学		2 単位	
文化論		2 単位	
理容技術理論		5 単位	
運営管理		1 単位	
理容実習		30 単位	
小計		47 単位	
選択 必修 科目		一般 教養	総合技術Ⅰ
	専門 教育	総合技術Ⅱ	18 単位
	小計		20 単位

美容科

	科目名		単位数
	必修 科目	関係法規・制度	
衛生管理		3 単位	
保健		3 単位	
化粧品化学		2 単位	
文化論		2 単位	
美容技術理論		5 単位	
運営管理		1 単位	
美容実習		30 単位	
小計		47 単位	
選択 必修 科目		一般 教養	総合技術Ⅰ
	専門 教育	総合技術Ⅱ	18 単位
	小計		20 単位

注) 30授業時間を1単位とする。

- 2 次の科目については理容科美容科で同時授業を行う場合もある。
 必修科目 : 関係法規・制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理
 選択必修科目: 総合技術

第9条 本校の授業時間は次のとおりとする。

1 授業時間 50分

(始業および終業の時刻)

第10条 本校の始業および終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻	終業時刻
9:20	16:10

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第11条 本校に次の教職員を置く。

- 校長
 - 教頭
 - 専任教員
 - 兼任教員
 - 助手
 - 事務職員
 - 学校医
- 2 本校に副校長または教頭を置くことができる。
 - 3 校長は校務をつかさどり、所属教職員を監督する。

第5章 入学、休学、退学、転入学

(入学資格)

第12条 本校の入学資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 高等学校卒業者(学校教育法第90条に規定する者)以上の者。
- (2) 高等学校卒業程度認定試験規程により、文部科学大臣の行なう高等学校卒業程度認定試験に合格した者。なお旧大学入学資格検定に合格した者もこれに含む
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者。またはこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者。

(入学時期)

第13条 本校の入学時期は、毎年4月とする。

(入学選考および入学手続き)

第14条 本校の入学手続きは次の各号のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記載し、必要書類等を添付し、別に入学選考規定に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前項の手続きを終了した者に対して入学選考を行い、入学者を決定する。
- (3) 入学選考は、推薦入学の場合は書類選考及び面接、一般入学選考の場合は書類選考、面接及び筆記試験とする。
- (4) 本校に入学を許可された者は、指定期日までに第23条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

(休学および復学)

第15条 病気 その他やむをえない事情によって20日以上出席することができない場合は、休学願、理由書、病気の場合医師の診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

- 2 休学していた者が復学しようとする場合は、復学書、理由書、病気の場合は医師の診断書を提出し、校長の許可を受けて復学することができる。

(退学)

第16条 退学しようとする者は、その事由を記載した書類(退学願)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(転入学)

第17条 転入学については、法令の定めるところにより校長がこれを許可することができる。

第6章 成績考査、卒業の認定および表彰

(成績考査)

第18条 成績は、その学期内に行われた試験の結果及び学習態度等を総合的に評価する。

(卒業の認定および表彰)

第19条 教育課程の定めるところにより、各教科科目について各学期試験を行い、成績評価をし、3学期とも合格した者に対して当該教科科目の単位の認定をおこなう。ただし出席時間数がそれぞれの学年で設定された単位の授業時間数の85%に満たない者は当該単位を認めない。なお細則については別に定める。

2 各教科科目において、欠席時間がそれぞれの学年で設定された当該科目の単位の、授業時間数の3分の1(実習を伴う教科科目にあつては5分の1)を超える者については、当該科目の補講を受けることが出来ない。

3 教科課程に定められた教科科目の単位を全て認定された者は、本校所定の課程を修了したと認め、卒業証書を授与する。

4 卒業認定には、単位認定のほか、授業料等の費用が完納していることを定め、卒業認定会議をおこなう。

第20条 学科・技術成績が優秀にして他の模範となる者、皆勤、精勤であった者、または篤行のあった者は、これを表彰することがある。

(称号の授与)

第21条 第19条に規定するところにより、専門課程理容科及び美容科を修了した者は、専門士(衛生専門課程)と称することができる。

第7章 入学金、授業料等の費用徴収

(納付金)

第22条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

1年次項目	理容科	美容科	2年次項目	理容科	美容科
入学金	100,000円	100,000円	施設費	120,000円	150,000円
施設費	120,000円	150,000円	授業料	840,000円	900,000円
授業料	840,000円	900,000円	実習費	90,000円	90,000円
実習費	90,000円	90,000円	卒業時経費	20,000円	20,000円
1年次経費合計	1,150,000円	1,240,000円	2年次経費合計	1,050,000円	1,140,000円
			1年2年次合計	2,200,000円	2,380,000円

これと別に、教科書・教材費及び卒業時経費の納入が必要となる。

(納入)

第23条 在籍中は出席の有無にかかわらず、授業料等は所定の期日までに納入しなければならない。

(納付金の還付)

第24条 3月31日までに入学辞退の意思表示をした者については、原則として、納付された授業料等(入学金を除く)の返還に応じる。

第8章 賞罰その他

(ほう賞)

第25条 成績優秀で他の模範となる者に対し、ほう賞することがある。

(懲戒)

第26条 学生がこの学則、その他の本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分にもとる行為があったときは、懲戒処分を行なうことがある。

2 懲戒は、訓告、戒告(始末書)、停学、および退学処分とする。

- 3 退学処分は次の各号の一に該当する学生に対して行なう。
- (1) 退学手続きを1ヶ月以上しなかった場合。
 - (2) 学校の秩序を乱し、名誉を汚し、その他学生としての本分に反した場合。
 - (3) 学力劣等で成績向上の見込みがないと認められる者。
 - (4) 停学を繰り返し、出席ならびに受講態度の改善が見られない場合。
 - (5) 在学期間を過ぎた場合。

(除籍)

第27条 次の各号の一に該当する者には除籍を命ずることがある。

- (1) 正当な理由が無く、授業料等の納入が著しく遅滞した場合。
- (2) 行方不明 死亡の場合。

(健康診断)

第28条 学生の健康診断は毎年1回、別に定めるところにより実施する。

第9章 附帯教育

(通信課程)

第29条 本校は附帯教育として理容師法、美容師法の定めるところにより別科として通信課程を置く。

- 2 通信課程の入学時期は4月ならびに10月とする。ただし修得者課程は10月のみとする。
- 3 通信養成を行なう地域は、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、徳島県、三重県とする。
- 4 通信課程の入学資格は、学校教育法第90条に規定するもの（これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む）及び学校教育法第57条に規定するもの（これらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む）であって、入学試験に合格したものとする。修得者課程は、理容師免許および美容師免許、もしくは本科の学生であることを追加の条件とする。
- 5 通信課程の面接授業の授業科目及び授業時間は、別表1のとおりとする。
- 6 通信授業及び添削指導に係わる事務は、公益社団法人日本理容美容教育センターに委託する。委託事務は、通信授業及び公益社団法人日本理容美容教育センターの添削、ならびに連絡等に係わる一般事務とし、相互に連携を図り、学生の学習に支障のないようにするものとする。添削指導の回数は、別表2のとおりとする。
- 7 通信授業の添削指導等を円滑にする為に教員による組織を置く。組織については別に定める。
- 8 通信課程の教科科目、授業方法、入学手続き、納付金その他必要な事項については別に定める。
- 9 課程修了の認定方法は次のとおりとする。
 - 学則で定める必要な単位数を履修していること。
 - 学科科目の区分ごとにその教科科目の出席状況が著しく不良でないこと。
 - 必修科目の報告課題が60点以上、選択必修科目の評価が60点以上であること。
 - 学費等を完納していること。
 - 修得者課程においては、通常課程の履修完了（卒業）が認められていること。
- 10 授業料等は次のとおりとする。

	プロコース	一般コース	修得者
入学金（入学時）	100,000 円	100,000 円	100,000 円
施設費（入学時）	90,000 円	120,000 円	60,000 円
1年次授業料	205,000 円	343,800 円	282,000 円
2年次授業料	205,000 円	343,800 円	141,000 円
3年次授業料	205,000 円	343,800 円	
合計	805,000 円	1,251,400 円	583,000 円

注) これと別に教材費、また中学校卒業者は、別途補習費が必要となる。

注) 通常課程の卒業ができない等の理由により修得者課程の卒業が認められない場合、これらを理由に授業料は返還されない。

- 11 必修科目のうち、関係法規制度、衛生管理、保健、化粧品化学、文化論、運営管理については理容科美容科で同時授業を行う場合もある。
- 12 編入学については、法令の定めるところにより校長がこれを許可することができる。

付 則

1. この学則の一部変更は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は平成20年4月1日から施行する。また平成19年4月以前に入学した者については学則第6条、第8条及び第19条の規定は、平成19年度においてもなお従前の通りとする。
2. この学則の一部変更は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成18年4月以前に入学した者については学則第6条及び第8条の規定は、平成18年度においてもなお従前の通りとする。
3. この学則の一部変更は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第22条の規定は平成21年4月1日から施行する。また平成20年4月以前に入学した者については学則第8条及び第19条の規定は、平成20年度においてもなお従前の通りとする。
4. この学則の一部変更は、平成21年4月1日から施行する。また平成20年4月以前に入学した者については学則第8条及び第19条の規定は、平成21年度においてもなお従前の通りとする。
5. この学則の一部変更は、平成22年4月1日から施行する。
6. この学則の一部変更は、平成23年4月1日から施行する。また平成22年4月以前に入学した者については学則第8条の規定は、平成23年度においてもなお従前の通りとする。
7. この学則の一部変更は、平成24年4月1日から施行する。ただし、学則第22条の規定は平成25年4月1日から施行する。また平成23年4月以前に入学した者については学則第8条の規定は、平成24年度においてもなお従前の通りとする。
8. この学則の一部変更は、平成25年4月1日から施行する。また平成24年4月以前に入学した者については学則第8条の規定は、平成25年度においてもなお従前の通りとする。
9. この学則の一部変更は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成26年4月1日以前に入学した者については学則第29条第10項の授業料はプロコース月額17,614円、一般コース月額27,257円と読み替える。
10. この学則の一部変更は、平成27年4月1日から施行する。ただし第29条第10項の規定及び別表第1は平成27年10月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前の通りとする。
11. この学則の一部変更は、平成29年4月1日から施行する。ただし第22条の規定は平成29年4月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前の通りとする。
12. この学則の一部変更は、平成30年4月1日から施行する。ただし第22条の規定及び第9章第29条の10の規定は平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学した者については従前の通りとする。
13. この学則の一部変更は、平成31年4月1日から施行する。ただし学則第8条の規定及び別表1と2は平成30年4月1日以後に入学した者から適用し、また第9章第29条の10の規定は平成30年10月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学したものについては従前のおりとする。
14. この学則の一部変更は、令和2年4月1日から施行する。ただし学則第4条の規定は令和2年10月1日から施行する。
15. この学則の一部変更は、令和4年4月1日から施行する。ただし学則第8条の規定は令和3年4月1日以後に入学した者から適用し、前年度までに入学したものについては従前のおりとする。
16. この学則の一部変更は、令和6年4月1日から施行する。ただし学則第10条の規定は令和5年4月1日以降に入学した者から適用し、前年度までに入学したものについては従前のおりとする。また学則第29条10の規定は令和5年10月1日に入学した者から適用し、前年度までに入学したものについては従前のおりとする。

別表1 通信面接授業の授業科目及び面接時間

理容科	面接授業時間数			美容科	面接授業時間数		
	理容所 従事者	理容所 非従事者	美容師免許 修得者		美容所 従事者	美容所 非従事者	美容師免許 修得者
必修科目				必修科目			
関係法規・制度	10	10		関係法規・制度	10	10	
衛生管理	30	30		衛生管理	30	30	
保健	25	25		保健	25	25	
化粧品化学	30	30		化粧品化学	30	30	
文化論	10	10		文化論	10	10	
運営管理	5	10		運営管理	5	10	
理容技術理論	10	25	10	美容技術理論	10	25	10
理容実習	175	450	225	美容実習	175	450	225
小計	295	590	235	小計	295	590	235
選択必修科目				選択必修科目			
理容総合技術	5	10	5	美容総合技術	5	10	5
合計	300	600	240	合計	300	600	240

別表2 通信添削の回数

理容科	高等学校 卒業者	中学校 卒業者	美容師免許 修得者	美容科	高等学校 卒業者	中学校 卒業者	美容師免許 修得者
関係法規・制度	3回以上	3回以上		関係法規・制度	3回以上	3回以上	
衛生管理	4回以上	4回以上		衛生管理	4回以上	4回以上	
保健	3回以上	4回以上		保健	3回以上	4回以上	
化粧品化学	2回以上	2回以上		化粧品化学	2回以上	2回以上	
文化論	2回以上	3回以上		文化論	2回以上	3回以上	
運営管理	3回以上	5回以上		運営管理	3回以上	5回以上	
理容技術理論	8回以上	4回以上	8回以上	美容技術理論	8回以上	4回以上	8回以上
理容実習	6回以上	6回以上	6回以上	美容実習	6回以上	6回以上	6回以上
現代社会		3回以上		現代社会		3回以上	
化学		3回以上		化学		3回以上	
保健		3回以上		保健		3回以上	